

# はるみ

魅力とにぎわいのある交流のまち“晴海”



整備中の環状第2号線の豊洲大橋側から晴海五丁目交差点方面を臨む（平成26年12月撮影）

## ごあいさつ

東京都第一区画整理事務所長 森 高志

向春の候、皆様方におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

昨年7月に第一区画整理事務所長に就任いたしました。どうぞよろしくお願ひいたします。

現在、晴海地区では、環状第2号線及び補助第314号線の整備を進めています。この2路線は晴海地区内を縦横に貫く幹線道路として位置づけられています。また、環状第2号線は都心部と臨海部とを結ぶ機能を担っており、晴海地区をはじめ、臨海部のポテンシャルを高めるとともに、東京の幹線道路ネットワークを形成するためにも極めて重要な路線となっています。

一方、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会では、臨海部がその主要な舞台の1つとされています。とりわけ晴海地区には選手村が整備される予定で、大会終了後の土地利用も含め、今後ますます発展が期待されているところです。

この選手村につきましては、区域の一部が区画整理事業地区内に入っております。このため、選手村の早期着手に向け、残る工事を速やかに終わらせ、一日も早い事業完了をめざしてまいりたいと存じております。

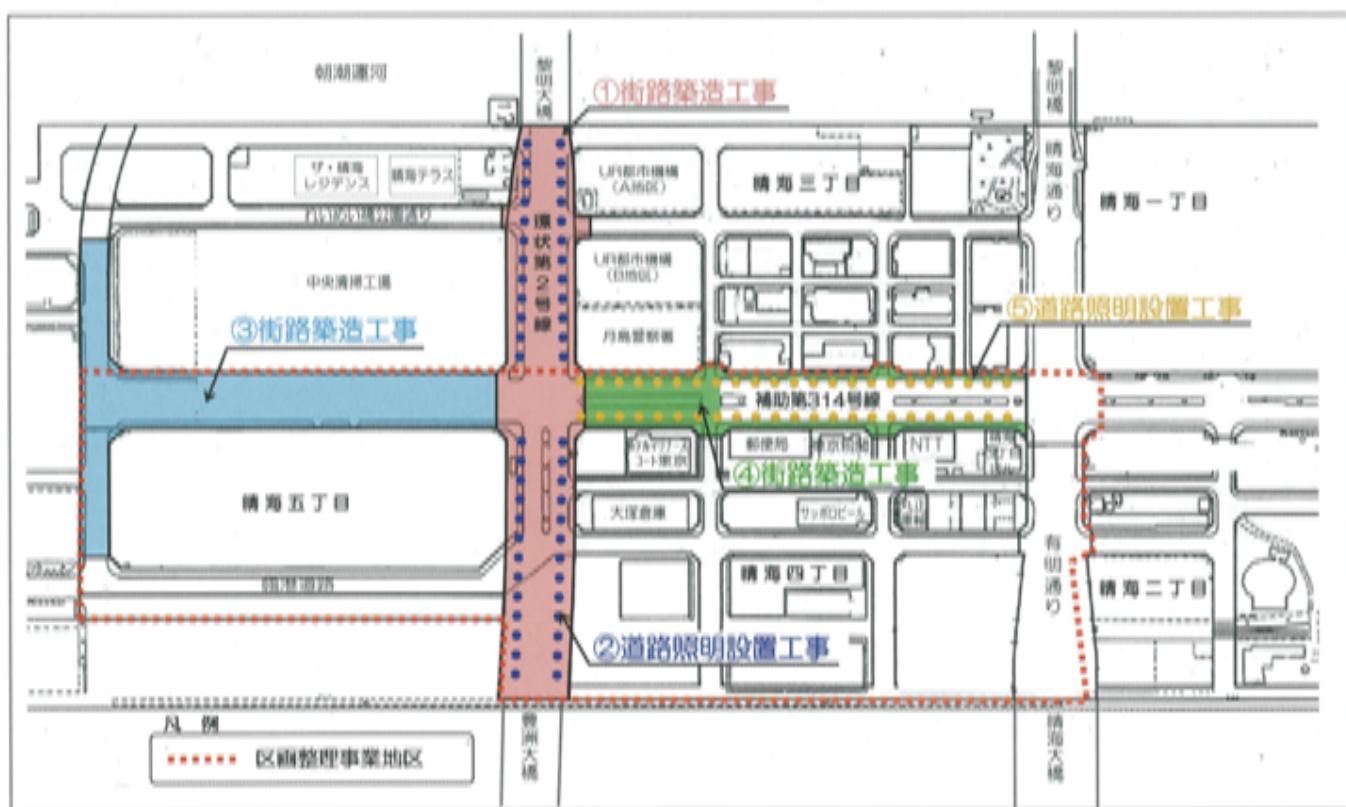
私ども職員一同、全力を挙げて取り組んでまいりますので、引き続き、ご理解とご協力のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

## 審議会報告

平成 26 年 10 月 28 日に、第 12 回晴海四・五丁目土地区画整理審議会が開催されました。議題は、下記のとおりです。

- (1) 換地設計の軽微な変更について（報告）
- (2) 仮換地指定の軽微な変更について（報告）
- (3) 使用収益の開始について（報告）
- (4) その他
  - ①事業計画の変更について（報告）
  - ②平成 26 年度工事箇所について（報告）
  - ③換地処分に向けた今後の流れについて（報告）
  - ④次回審議会について

## 平成 26 年度工事箇所について



環状第 2 号線及び補助第 314 号線の工事を引き続き進めているところです。

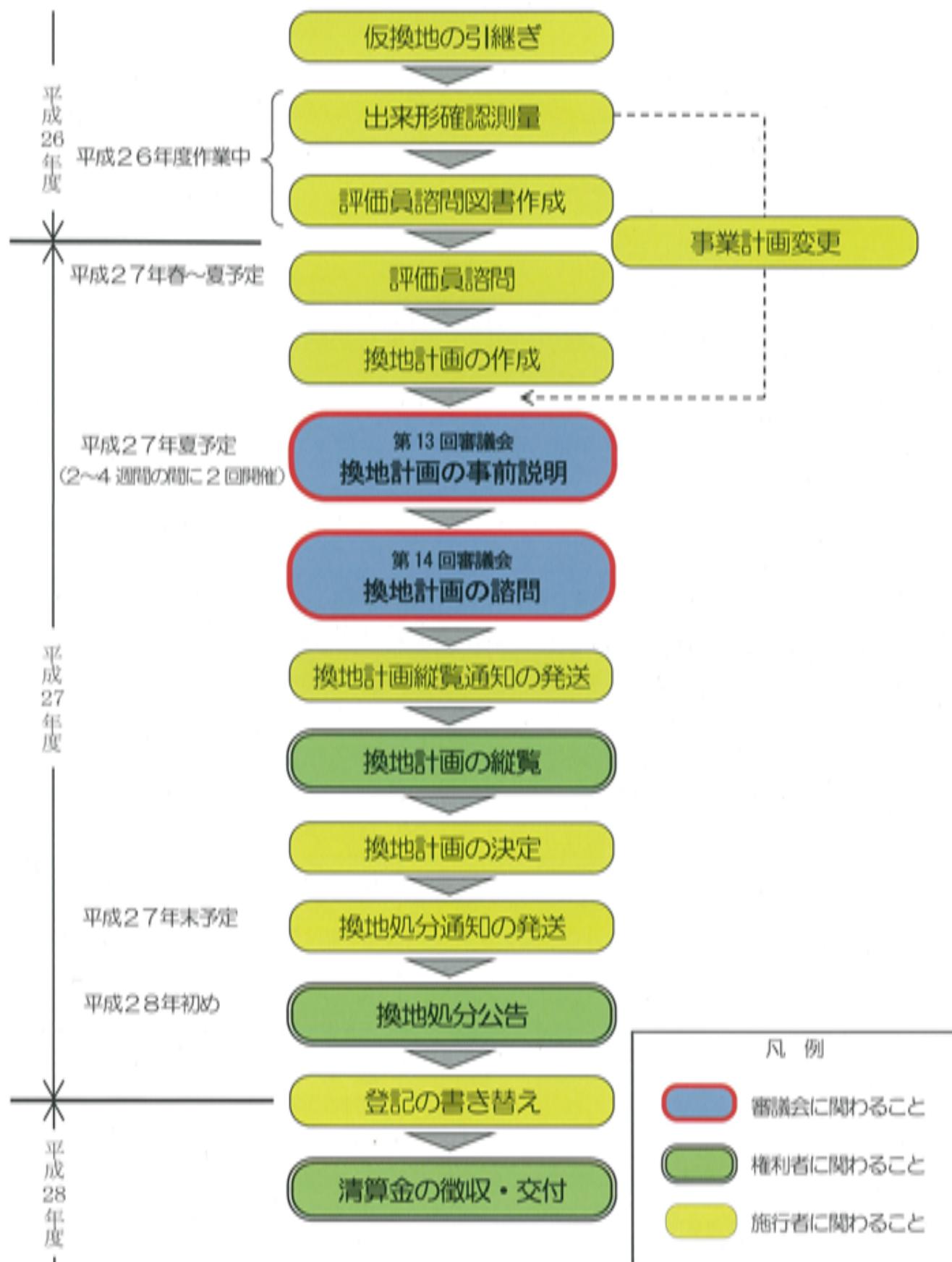
環状第 2 号線（番号①、②）は、防護柵や照明等の安全施設を設置するとともに、歩道の仕上げとして歩道舗装を行います。

補助第 314 号線（番号③、④、⑤）の車道部は、中央分離帯や植樹等を、また、歩道部は照明等を設置し、それぞれ仕上げとして歩道舗装を行います。

工事期間中は、皆様にご不便をおかけする場合もございますが、ご協力のほどお願いいたします。道路整備についてのお問い合わせは、工事課工務係までお願いいたします。

## 換地処分に向けた今後の流れ

仮換地は平成26年12月17日までにすべて使用収益が開始され、工事も終盤を迎えたことから、現在、換地処分に向けて作業を進めているところです。今後の流れは以下のとおりとなります。



# 施行者(第一区画整理事務所)からのお願い

## ● 土地の権利が変動した場合は、速やかに届け出をしてください。

次のような場合は、施行者に届け出をしてください。

- 1 施行者に借地権などを申告していない場合又は新たにそれらの権利を設定した場合
- 2 施行者にすでに申告してある借地権などに変動(移転・変更・消滅)又は住所、氏名に変更があった場合

この届け出をしないと、仮換地指定や換地処分が受けられないなどの支障が生じることもありますので、忘れずに届け出をしてください。

また、土地の売買等による所有権の移転又は住所、氏名に変更があった場合、登記全部事項証明(登記簿謄本)の写しの提出をお願いします。

## ● 土地を分筆する場合は、施行者に相談してください。

土地を分筆されると、すでに決定している換地設計を変更する必要があります。

また、分筆の仕方によっては、予定された換地の形状、地積とはならない場合があります。従前の土地を分割しようとする場合や、換地の分割を希望される場合は、必ず事前にご相談ください。

## ● 地区内での建築行為等は、土地区画整理法第76条の許可が必要です。

次のような建築行為等は、東京都知事又は中央区長の許可を受けないと行うことができません。

- 1 建築物、その他の工作物の新築、改築もしくは増築
- 2 盛土、切土、埋め立て等による土地の形質の変更
- 3 移動の容易でない物件の設置もしくはたい積

これらの制限は、事業を円滑に進めるため、事業の障害となる行為を抑制する必要から定められたものです。

※ 許可を受けないで行ったものについては、自らの費用で移転していただくことになりますので、必ず事前にご相談ください。

## 事業についての窓口

ご不明な点やご相談は、下記にお問い合わせください。

東京都第一区画整理事務所			
★審議会に関すること	管 理 課	調査清算係	TEL 03 (5632) 1503
★建物等の補償に関するこ	補 償 課	補償担当係	TEL 03 (5632) 1547
★建物等の移転に関するこ		移 転 係	TEL 03 (5632) 1506
★事業計画に関するこ	換 地 課	臨 海 部 事 業 係	TEL 03 (5632) 1510
★建築行為等を行う場合の許可申請 に関するこ		臨 海 部 換 地 担当係	TEL 03 (5632) 1545
★換地に関するこ			
★土地の分筆に関するこ			
★権利申告に関するこ			
★道路等の工事に関するこ	工 事 課	工 務 係	TEL 03 (5632) 1515

発行 東京都第一区画整理事務所

登録番号 (26) 5

〒135-0016 江東区東陽7-3-5 電話 03(5632)1503

東京都第一区画整理事務所HP

<http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/daiichikukaku/index.html>

